

大 府 市 成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 基 本 計 画

令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度

令和 3（2021）年 12 月

大府市

はじめに



大府市長 岡村秀人

超高齢社会を迎える中で、本市の高齢化率は令和2年度末時点で21.4%と全国平均と比較すると低い水準ではありますが、特に、75歳以上の後期高齢者が大きく増加しております。加えて、親なき後の問題を抱えている障がい者の人やその家族を支えていくためにも、成年後見制度の必要性が高まることが見込まれます。

そうした中、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には国が成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。本法律では、国の責務だけではなく地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めることとされており、市町村が主体となって取り組んでいく必要があります。

以上の背景から、本市では成年後見制度について知多半島5市5町共同でNPO法人知多地域成年後見センターに委託しておりましたが、広域ではなく市民の生活に一番身近な市が中心となって単独で実施していく必要があるという思いから、令和3年12月に県内初となる「大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例」を制定し、本条例に基づき「大府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画では、認知症、障がい等により判断能力が十分でなくても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、「誰もが自分らしく地域で暮らせるまちづくり」を基本目標に、「地域連携ネットワークの仕組みづくりと中核機関の整備」、「成年後見制度の利用を促進する機能の充実」、「地域における権利擁護の担い手支援」、「成年後見制度の利用が困難な人への支援」の4つの施策を中心に、成年後見制度の利用を促進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、成年後見制度利用促進基本計画策定委員会の委員をはじめ、多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたことに、心から厚く御礼申し上げます。

令和3年12月

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7

第2章 成年後見制度の現状と課題

1 全国の状況	8
2 大府市の状況	11
(1) 高齢者の推移	11
(2) 障がい者の推移	13
(3) 成年後見制度の利用状況	14
3 課題	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標	19
2 施策の体系	19

第4章 施策の具体的取組

1 地域連携ネットワークの仕組みづくりと中核機関の整備	20
(1) 審議会等の設置とネットワークを活用した地域連携の強化	20
(2) 中核機関の整備・運営	23
(3) 支援が必要な人の早期の段階からの相談・対応体制の整備	24
(4) チーム体制による意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の整備	24
2 成年後見制度の利用を促進する機能の充実	26
(5) 広報機能の充実（周知啓発と研修会等の開催）	26
(6) 相談機能の充実	26
(7) 受任者調整等の支援（マッチング）	27
3 地域における権利擁護の担い手支援	28
(8) 市民後見人等の養成	28
(9) 後見人への支援	29
4 成年後見制度の利用が困難な人への支援	30
(10) 市長申立による支援	30

(11) 申立て費用の支援	31
(12) 後見報酬の支援	31

第5章 計画の推進及び進捗管理

1 計画の推進のために	32
(1) 庁内の連携	32
(2) 国・県・家庭裁判所との連携	32
2 計画の進捗管理	32

第6章 資料編

1 用語解説	33
2 大府市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱	37
3 大府市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 委員名簿	39
4 策定の経過	40

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の希望に沿う形で財産の管理や生活の保障を法的に行うための制度です。平成12年に介護保険制度の導入とともに、措置から利用者が事業者と契約をして介護サービスを受けるようになり、判断能力が十分でない人と事業者との契約を支援するために、成年後見制度は始まりました。

しかしながら、近年の成年後見制度の利用状況をみると、手続が煩雑であり支援が必要な人にとって使い勝手が悪いこと等が理由で制度の積極的な利用につながっていません。

そこで、国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に実施するために、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下、「利用促進法」という。）を施行するとともに、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を策定しました。これにより、市町村は、国基本計画を勘案して、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

本市においては、平成20年から知多半島5市5町（大府市、半田市、常滑市、東海市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町）共同でNPO法人知多地域成年後見センターに委託し、積極的な法人後見受任及び断らない相談支援により、先進的に広域での成年後見制度の利用促進を図ってきました。

一方で、これまで本市が取り組んできた「認知症に対する不安のないまちづくり」のうち、成年後見制度は認知症の方の財産を管理、保護するための予防策として非常に重要な制度であり、市民により近い場所では実施していく必要があります。

今後、超高齢社会により、特に、認知症高齢者の増加が見込まれる中、市が責任をもって成年後見制度の利用を促進していくことを目的として、「大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、制度を必要とする人たちの利用につなげ、利用者がさらにメリットを実感することができる制度とするために、条例に基づき「大府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

<図表 1 - 1 利用促進法一部抜粋>

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

<図表 1 - 2 国基本計画のポイント>

成年後見制度利用促進基本計画の概要	
施策の基本的な考え方	① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する。） ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重） ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視

施策の目標	① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。 ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。 ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用することができる環境を整備する。 ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。
総合的にかつ計画的に講ずべき施策	
(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善（制度開始時・開始後における身上保護の充実）	● 高齢者と障がい者（本人）の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。 ● 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことができる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。 ● 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。 ● 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	● 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。 ・ 権利擁護支援が必要な人の発見、支援 ・ 早期の段階からの相談、対応体制の整備 ・ 意思決定支援、身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築 ● 地域連携ネットワークの基本的仕組み ・ 「チーム」対応（福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備） ・ 「協議会」等（福祉、法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備）

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和（安心して利用できる環境整備）	● 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策（預貯金の適切な管理、払戻方法等）を検討する。 ● 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。 ● 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに実務的な対応を検討する。
(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	● 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。 ● 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。 ● 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	● 市町村の役割：中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等 ● 都道府県の役割：広域的見地からの市町村の支援等 ● 国の役割：財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など
(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	● 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	● 成年後見人等の権利に制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
(8) 死後事務の範囲等	● 平成 28 年 10 月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

＜図表 1 - 3 平成28年10月改正「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成28年法律第27号）の改正ポイント＞

ポイント①

成年後見人が家庭裁判所の審判を得て成年被後見人宛郵便物の転送を受けられることができるようになりました。

ポイント②

成年後見人が成年被後見人の死亡後にも行うことができる事務（死後事務）の内容及びその手続が明確化されました。

成年後見人が行うことができる死後事務

（１）個々の相続財産の保存に必要な行為

（具体例）

- ・ 相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の中断
- ・ 相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為

（２）弁済期が到来した債務の弁済

（具体例）

- ・ 成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払

（３）その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為

（具体例）

- ・ 遺体の火葬に関する契約の締結
- ・ 成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結
- ・ 成年被後見人の居室に関する電気、ガス、水道等の供給契約の解約
- ・ 債務を弁済するための預貯金の払戻し

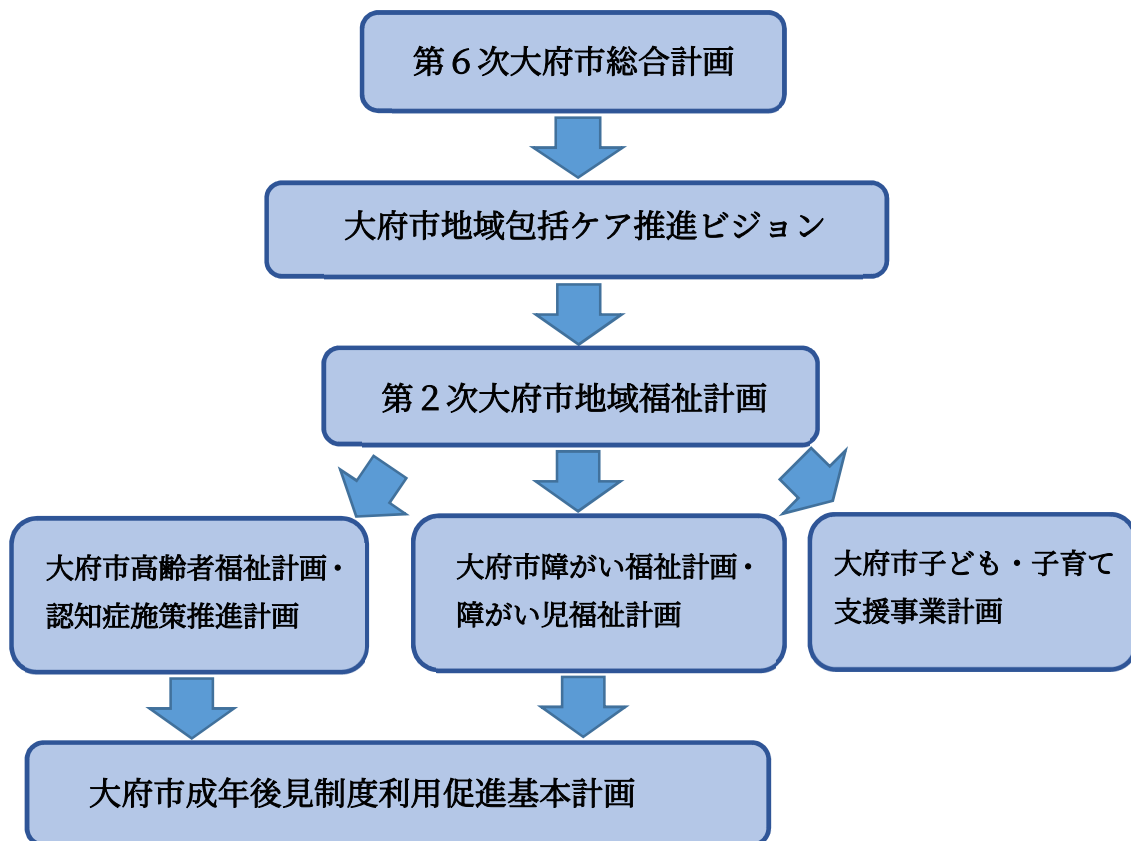
※改正法の規定は成年後見のみを対象としており、保佐、補助、任意後見及び未成年後見には適用されません。

2 計画の位置付け

本計画は、利用促進法及び条例の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

また、人口、地域特性を鑑みながら、「第6次大府市総合計画」や、「第2次大府市地域福祉計画」等その他関連計画と整合、連携を図ります。

<図表 1 - 4 各計画体系図>



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。国基本計画（第1期）の期間は、平成29年度から令和3年度までの概ね5年間とされており、国の動向等により令和8年度（2026）以前に必要な応じて本計画を見直します。

平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)
第5次大府市総合計画			第6次大府市総合計画						
大府市地域福祉計画			第2次大府市地域福祉計画						
	大府市高齢者福祉計画 (第7期)・障がい福祉 計画(第5期)			大府市高齢者福祉計画 (第8期)・認知症施策 推進計画(第1期)・障 がい福祉計画(第6期)					
					大府市成年後見制度利用促進基本計画				
国の成年後見制度利用促進基本計画									

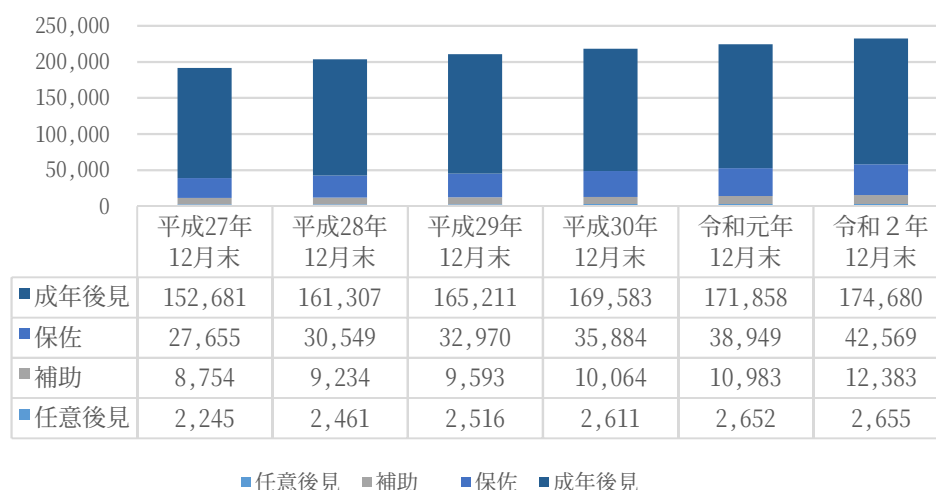
第2章 成年後見制度の現状と課題

1 全国の状況

- 成年後見制度の各類型（後見、保佐、補助）における利用者数は年々増加傾向にあり、令和2年12月末時点における利用者数は合計で232,287人、前年度比で約3.5%の増加となっています。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、制度利用者は認知症高齢者の数と比較すると少なく、制度の必要性は高いものの積極的な利用がされていないと考えられます。

<図表2-1 成年後見制度の利用数の推移（全国）>

単位（人）

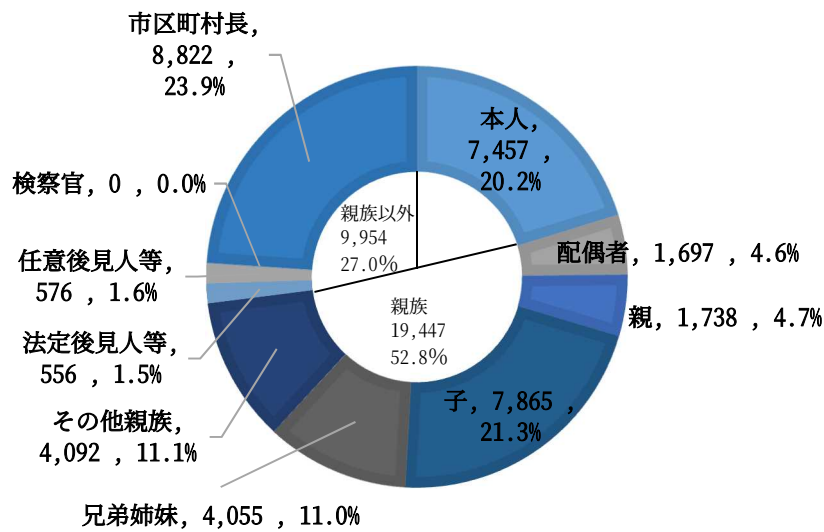


※各年12月末日現在

※資料：第7回成年後見制度利用促進専門家会議 参考資料11 成年後見制度の現状（令和3年3月）

- 申立人については、市区町村長（23.9%）が最も多く、次いで子（21.3%）、本人（20.2%）の順となっており、親族等による申立てが半数以上を占めています。
- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の63.3%を占めており、次いで知的障がい（9.7%）、統合失調症（8.9%）の順となっています。
- 成年後見人等と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹等の親族が成年後見人等を選任されたものは全体の21.8%、親族以外が後見人等を選任されたものは78.2%と親族以外の専門職等の第三者が成年後見人等を選任されることが多いです。

<図表 2 - 2 申立人と本人との関係別件数（全国）>

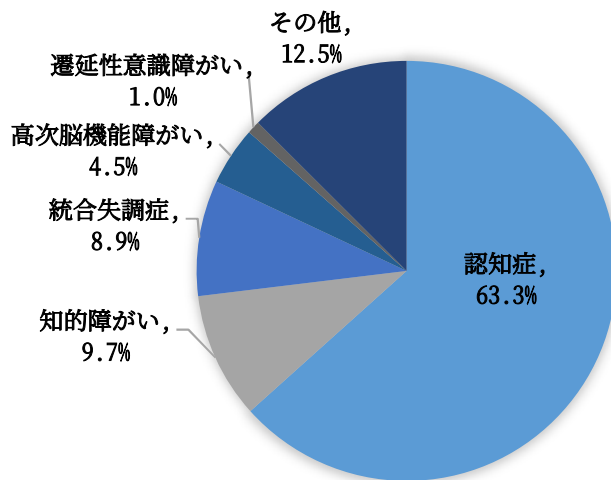


※資料：第7回成年後見制度利用促進専門家会議 参考資料 11 成年後見制度の現状（令和3年3月）

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

※「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く四親等内の親族をいう。

<図表 2 - 3 開始原因割合（全国）>



※資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要—平成31年1月～令和元年12月—」

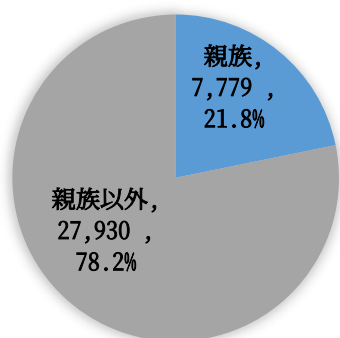
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

※各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

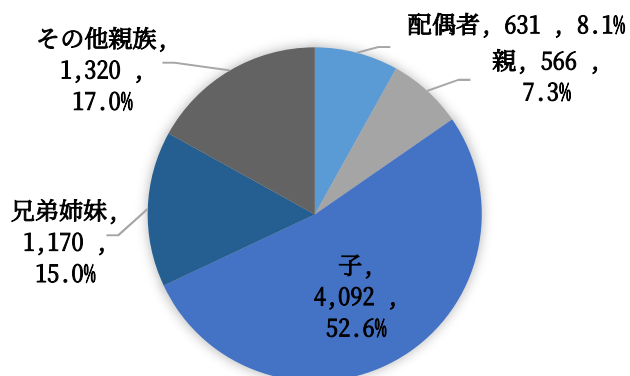
※開始原因「その他」には、発達障がい、うつ病、双極性障がい、アルコール依存症、てんかんによる障がい等が含まれる。

＜図表 2 - 4 成年後見人等と本人との関係別件数・割合（全国）＞

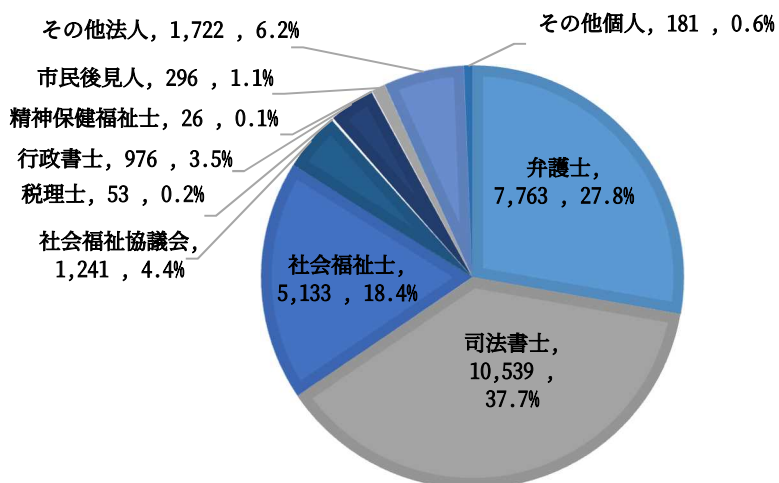
①親族、親族以外の別



②親族の内訳



③親族以外の内訳



※資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要―平成 31 年 1 月～令和元年 12 月―」

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

※その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

2 大府市の状況

(1) 高齢者の推移

- 令和2年4月1日現在の大府市の総人口は92,670人で、令和元年度から令和2年度の増加率は0.3%であり、全国的には人口減少社会を迎えている中であっても、本市の人口は緩やかな増加傾向にあります。
- 65歳以上の高齢者人口は19,872人で、高齢化率は21.4%です。これは、同時点の全国の高齢化率28.4%（令和元年9月15日時点）、愛知県の高齢化率25.0%（令和元年10月1日時点）よりも低い状況ですが、高齢者人口は平成28年度から6.3%増加しています。
- 75歳以上の後期高齢化率は10.8%で、平成28年度からの後期高齢者の人口の増加率が24.4%と、高齢者全体の増加率(6.3%)を大きく上回っており、高齢者の中に占める後期高齢者の割合は急速に高まっている状況です。

<図表2-5 人口・高齢化率の推移（各年度4月1日現在）>

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	人 口	90,160 人	91,384 人	91,952 人	92,414 人	92,670 人
	増 加 率	—	1.4%	2.0%	2.5%	2.8%
高齢者 (65歳以上)	人 口	18,696 人	19,107 人	19,365 人	19,725 人	19,872 人
	増 加 率	—	2.2%	3.6%	5.5%	6.3%
	高齢化率	20.7%	20.9%	21.1%	21.3%	21.4%
後期高齢者 (75歳以上)	人 口	8,058 人	8,572 人	9,086 人	9,646 人	10,021 人
	増 加 率	—	6.4%	12.8%	19.7%	24.4%
	後期高齢化率	8.9%	9.4%	9.9%	10.4%	10.8%

※増加率は、平成28年度人口を基準に算出しています。

- 本市の 65 歳以上の認知症高齢者の推計値は、高齢化に伴い令和 2 年度から令和 5 年度までに 18.8%増加する見込みです。
- 認知症の有病率は年齢が高くなるほど増加するため、後期高齢者の人口の増加率が大きい本市では、成年後見制度のニーズが増加することが予想されます。

<図表 2 - 6 認知症高齢者の推計の増加率（各年度 4 月 1 日現在）>

区 分		令和 2 年度	令和 5 年度
総 人 口	人 数	92,670 人	96,506 人
	増加率	—	4.1%
高齢者人口 (65 歳以上)	人 数	19,872 人	20,167 人
	増加率	—	1.5%
	前期高齢者人口 (65～74 歳)	人 数	9,851 人
		増加率	△7.0%
	後期高齢者人口 (75 歳以上)	人 数	11,009 人
		増加率	9.9%
認知症高齢者の推計値 (65 歳以上)	人 数	2,732 人	3,245 人
	増加率	—	18.8%
	前期高齢者推計値 (65～74 歳)	人 数	229 人
		増加率	△11.9%
	後期高齢者推計値 (75 歳以上)	人 数	3,016 人
		増加率	22.0%

※資料：「第 8 期大府市高齢者福祉計画」及び「第 1 期大府市認知症施策推進計画」から引用

※ 増加率は、令和 2 年度を基準とした伸び率です。

（２）障がい者の推移

- 精神障害者保健福祉手帳の所持者数及び人口に占める割合は、増加傾向にあります。他の障がい者手帳所持者数の人数と比較すると、人口に占める割合の増加が最も多くなっています。特に、１級の手帳所持者数の増加率が高くなっています。
- 療育手帳の所持者数及び人口に占める割合は、増加傾向にあります。特に、軽度知的障がいである療育Ｃ判定の手帳所持者の増加率が高くなっています。
- 今後、障がいの重度化や当事者家族の高齢化による「親なき後」の問題を見据え、住み慣れた地域で本人や家族が安心して暮らしていけるような支援体制の整備が必要となります。特に、障がい者の場合は、障がい特性を踏まえた長期間にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが必要であり、本人にふさわしい支援の在り方を考えていく必要があります。

<図表 2 - 7 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年度 4 月 1 日現在）>

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	56 人	72 人	81 人	80 人	94 人
2 級	402 人	428 人	438 人	453 人	472 人
3 級	177 人	187 人	184 人	205 人	226 人
計	635 人	687 人	703 人	738 人	792 人
人口に占める割合	0.70%	0.75%	0.76%	0.80%	0.85%

<図表 2 - 8 療育手帳所持者の推移（各年度 4 月 1 日現在）>

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A	197 人	210 人	216 人	218 人	224 人
B	152 人	162 人	164 人	176 人	187 人
C	222 人	220 人	239 人	250 人	272 人
計	571 人	592 人	619 人	644 人	683 人
人口に占める割合	0.63%	0.65%	0.67%	0.70%	0.73%

(3) 成年後見制度の利用状況

- 本市の成年後見制度利用者数は131人（令和2年12月末現在）、人口1万人に対して14.1人となっています。知多半島5市5町の中では下から2番目に少ないですが、この値は、愛知県（12.9人）より多いため、利用状況は低い状況ではなく、一定数の制度利用は適切にできていると判断できます。

<図表2-9 成年後見制度利用者数（令和2年12月末現在）>

	成年後見	保 佐	補 助	計	人口1万人に対する利用者数
半田市	246人	45人	11人	302人	25.2人
常滑市	66人	21人	11人	98人	16.5人
東海市	98人	56人	11人	165人	14.4人
大府市	92人	34人	5人	131人	14.1人
知多市	92人	32人	10人	134人	15.7人
阿久比町	55人	13人	2人	70人	24.4人
東浦町	122人	50人	9人	181人	36.1人
南知多町	30人	9人	3人	42人	24.0人
美浜町	35人	8人	1人	44人	20.2人
武豊町	41人	14人	3人	58人	13.3人
合 計	877人	282人	66人	1,225人	
(参考) 愛知県 人口：7,521,192人 ※令和2年4月1日現在	7,504人	1,612人	569人	9,685人	12.9人

- 本市では、成年後見の業務を知多半島5市5町共同で知多地域成年後見センターに委託し、広報、相談、利用促進等の支援を行っています。
- 令和2年度末時点の知多地域成年後見センターの法人後見受任件数は581人となっており、知多半島5市5町の成年後見制度利用者の約47%（581人/1,225人）を知多地域成年後見センターが受任していることになります。
- 施設入所等の契約の際に成年後見制度を利用する人が多いため、知多地域成年後見センターの受任者数も在宅より病院、施設等の入所者が多くなっています。

<図表2-10 知多地域成年後見センター法人後見受任者数（各年度3月31日）>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
半田市	57人	66人	84人	91人	100人
常滑市	46人	42人	50人	50人	55人
東海市	75人	84人	90人	103人	121人
大府市	45人	49人	48人	49人	54人
知多市	58人	77人	86人	86人	81人
阿久比町	15人	12人	11人	13人	18人
東浦町	73人	70人	61人	65人	67人
南知多町	9人	12人	17人	23人	22人
美浜町	5人	7人	13人	16人	21人
武豊町	18人	22人	29人	34人	42人
合 計	402人	441人	489人	530人	581人

<図表2-11 大府市の後見人等受任者数の内訳（令和3年3月31日現在）>

	後 見				保 佐				補 助				合計
	認知症	知的	精神	その他	認知症	知的	精神	その他	認知症	知的	精神	その他	
在宅	4人	4人	0人	0人	1人	3人	4人	0人	1人	0人	1人	0人	18人
病院・施設等	14人	9人	5人	1人	1人	2人	1人	1人	2人	0人	0人	0人	36人

- 本市の成年後見に関する相談・支援件数は減少傾向にあり、他の４市５町と比較しても少ない状況です。相談件数が増加しない要因としては、市内に成年後見に関する専門的な相談機関がなく、一次相談機関と専門的な相談機関との連携体制が不明確なことが要因と考えられます。

<図表 2 -12 知多地域成年後見センター相談件数（各年度 3 月 31 日現在）>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
半田市	452 件	550 件	370 件	402 件	411 件
常滑市	311 件	209 件	250 件	187 件	289 件
東海市	519 件	511 件	369 件	395 件	595 件
大府市	324 件	202 件	175 件	257 件	238 件
知多市	389 件	531 件	358 件	276 件	326 件
阿久比町	160 件	148 件	115 件	132 件	214 件
東浦町	621 件	259 件	195 件	175 件	215 件
南知多町	175 件	140 件	211 件	159 件	197 件
美浜町	61 件	65 件	200 件	242 件	249 件
武豊町	239 件	283 件	368 件	177 件	248 件
合 計	3,251 件	2,898 件	2,611 件	2,402 件	2,982 件

- 本市では、申立権者のいない認知症高齢者、障がい者に成年後見の申立てが必要な場合、市長が申立て手続きを行う「成年後見市長申立て」を行っています。

<図表 2 -13 首長申立件数（各年度 3 月 31 日）>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
半田市	12 件	7 件	12 件	11 件	13 件
常滑市	3 件	6 件	3 件	0 件	5 件
東海市	4 件	6 件	4 件	4 件	5 件
大府市	8 件	3 件	3 件	5 件	4 件
知多市	1 件	6 件	1 件	2 件	0 件
阿久比町	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
東浦町	3 件	0 件	0 件	0 件	0 件
南知多町	0 件	0 件	5 件	0 件	2 件
美浜町	0 件	1 件	4 件	1 件	3 件
武豊町	0 件	3 件	0 件	2 件	3 件
合 計	33 件	32 件	32 件	25 件	35 件

- 社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の利用者は、他の 4 市 5 町と比較し多い状況です。市内に精神病院やグループホーム等の施設があり、認知症や知的障がい等の対象者が多いことが要因の一つと考えられます。

<図表 2 -14 日常生活自立支援事業利用者数（各年度 3 月 31 日）>

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
半田市	76 人	81 人	84 人	90 人
常滑市	4 人	3 人	1 人	1 人
東海市	17 人	17 人	14 人	12 人
大府市	25 人	22 人	22 人	19 人
知多市	4 人	4 人	5 人	10 人
阿久比町	4 人	4 人	3 人	3 人
東浦町	2 人	4 人	4 人	8 人
南知多町	8 人	10 人	9 人	10 人
美浜町	11 人	9 人	6 人	6 人
武豊町	30 人	31 人	29 人	27 人
合 計	181 人	185 人	177 人	186 人

3 課題

(1) 制度の普及啓発

- 広域による研修会や講演会等の開催により知多半島5市5町で広く制度の周知を行ってきました。今後は、より多くの市民に参加してもらうためにも、研修会等の市内での開催や、本市の状況に合わせた制度の普及啓発を図る必要があります。
- 超高齢社会により、対象となる認知症高齢者や親なき後の問題を抱える障がい者の増加が見込まれる中、成年後見制度を必要な人が適切に利用できるように、市民により近い場所で普及啓発を行っていく必要があります。
- 成年後見制度に関しての知識がないまま、金融機関等から制度の利用を勧められて市窓口相談に来るケースが多くなっています。本人にとって本当に制度の利用が必要となるのか、本人や親族だけではなく金融機関等の民間企業等の関係団体にも広く成年後見制度の理解促進を図る必要があります。

(2) 相談支援体制の充実

- 本市の成年後見制度の相談件数は減少傾向にあります。
- 知多地域成年後見センターは事務所が市外にあり、窓口、電話、訪問等による相談支援及び市内での相談支援として月に1回の巡回相談を開催しています。
- 市民が気軽に制度について相談することができる体制の整備として、市内に相談窓口を設置する必要があります。
- 日頃から支援を行っている多職種が財産管理、身上保護に関する問題を把握し、積極的に一次相談機関、中核機関と連携しながら成年後見制度の利用につなげていく連携体制が必要になります。

(3) 身上保護を重視した支援体制の整備

- 障がい者の成年後見制度の利用は、長期間にわたる支援が必要な場合が多く、本人と成年後見人等の関係づくりが重要となります。親なき後も安心して住み慣れた地域で暮らしていくためにも、長期的な支援を行うことができる成年後見人等の支援体制の整備が必要です。
- 判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者は、被虐待者となってしまうケースも多く、成年後見制度の利用を必要とする場合もあります。成年後見制度と虐待対応との適切な連携体制による支援が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

誰もが自分らしく地域で暮らせるまちづくり

本市では、認知症、障がい等により判断能力が十分でなくても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、上記目標を掲げ、福祉分野の様々な施策を総合的・横断的に推進していきます。

2 施策の体系

基本目標	施 策	事 業
誰もが自分らしく地域で暮らせるまちづくり	1 地域連携ネットワークの仕組みづくりと中核機関の整備	(1)審議会等の設置とネットワークを活用した地域連携の強化
		(2)中核機関の整備・運営
		(3)支援が必要な人の早期の段階からの相談・対応体制の整備
		(4)チーム体制による意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の整備
	2 成年後見制度の利用を促進する機能の充実	(5)広報機能の充実（周知啓発と研修会等の開催）
		(6)相談機能の充実
		(7)受任者調整等の支援（マッチング）
	3 地域における権利擁護の担い手支援	(8)市民後見人等の養成
		(9)後見人への支援 ア 市民後見人等への支援 イ 親族後見人への支援 ウ 専門職後見人への支援
	4 成年後見制度の利用が困難な人への支援	(10)市長申立による支援
		(11)申立て費用の支援
		(12)後見報酬の支援

第4章 施策の具体的取組

施策1

地域連携ネットワークの仕組みづくりと 中核機関の整備

市に設置する中核機関を中心とした地域連携ネットワークの支援体制を整備し、身上保護を重視した取組を行います。また、市単独で成年後見制度実施機関である「大府市成年後見センター」を設置し、本市の状況に合わせて成年後見制度の利用促進を図ります。

(1) 審議会等の設置とネットワークを活用した地域連携の強化

【現状と課題】

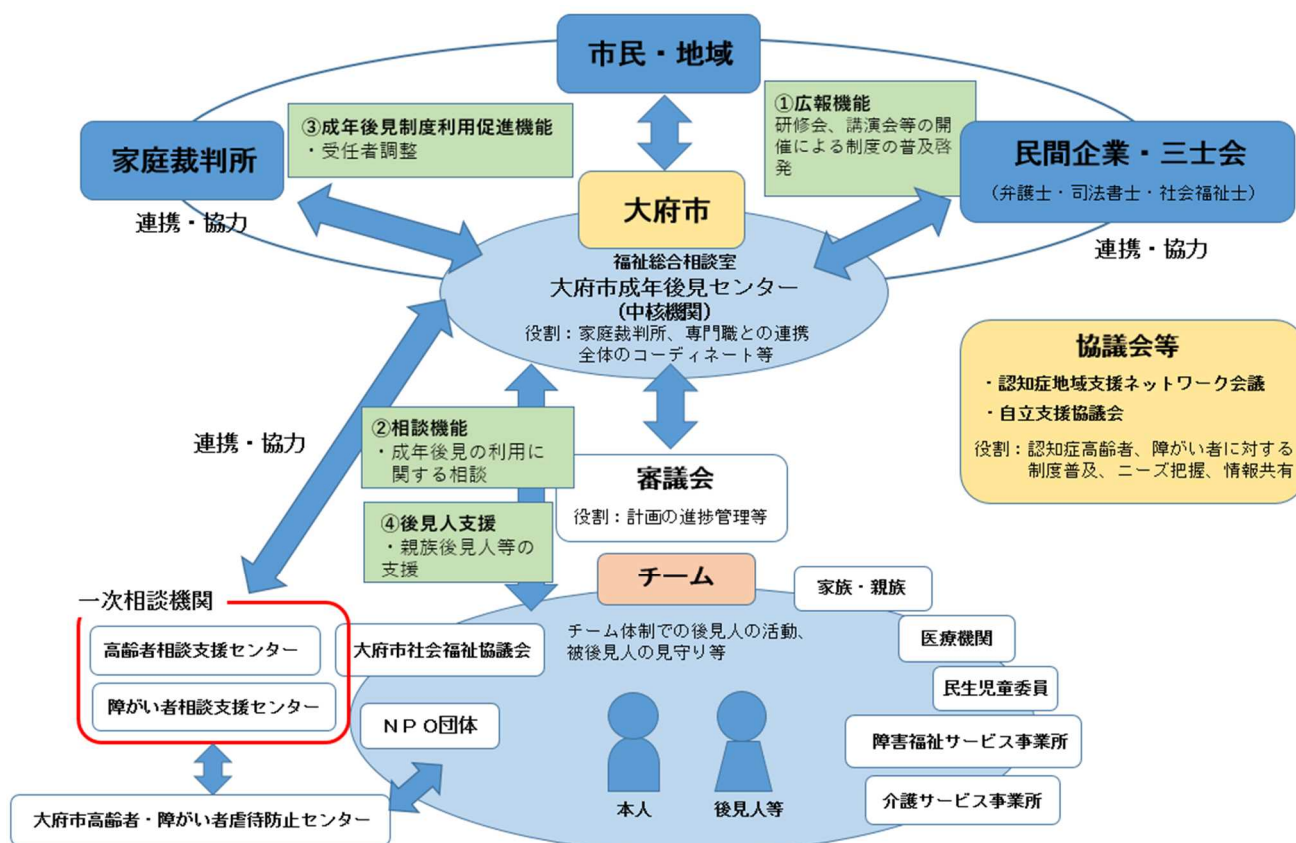
- 知多半島5市5町と家庭裁判所が地域課題の情報を共有する場として、成年後見利用促進事業運営委員会を設置しています。また、知多地域成年後見センターが関わるケースで弁護士等の専門家から支援に関する助言をもらう運営適正化委員会を設置しています。
- 成年後見利用促進事業運営委員会は行政関係職員、運営適正化委員会は行政職員、弁護士及び司法書士等の専門職で構成されており、広域でのメンバー構成となっています。日頃から見守り活動や支援を行っている民生児童委員、福祉サービス事業所等の地域の関係者間との情報共有や円滑な連携を図る必要があります。

【今後の方向性】

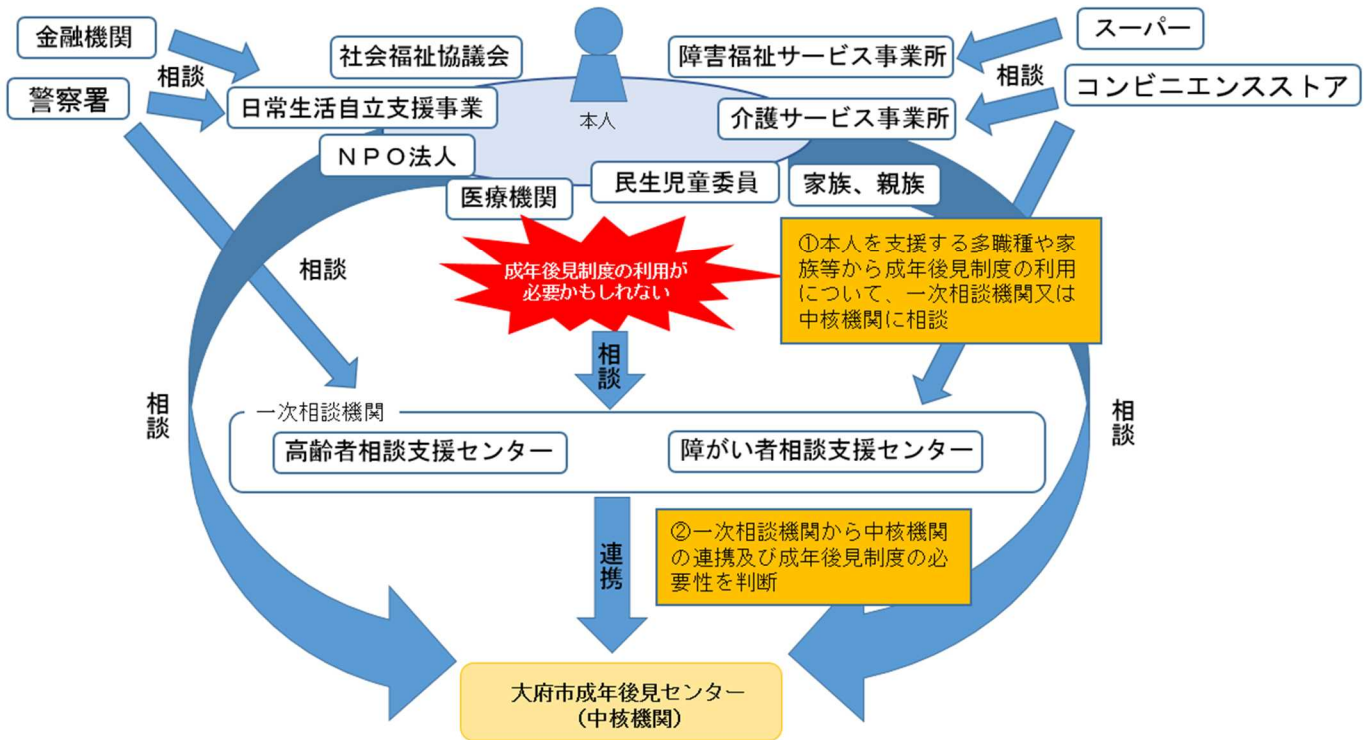
- 大府市成年後見制度利用促進審議会を設置し、本計画の進捗管理を行います。
- 成年後見等実施機関として、「大府市成年後見センター」を設置します。
- 「大府市認知症地域支援ネットワーク会議」、「大府市自立支援協議会」の既存の会議体を活用して認知症高齢者や障がい者のニーズ把握、成年後見制度に関する制度周知、課題の共有を実施します。
- 困難ケース等の支援方法について専門的な助言が必要な場合に総合的検討を行う場として、困難事例の検討会議を開催します。
- 家庭裁判所、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、民間企業（金融機関等）、地域住民等との連携について地域連携ネットワークで検討します。

指 標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審議会の開催数	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
協議会等の開催数	各2回/年	各2回/年	各2回/年	各2回/年	各2回/年

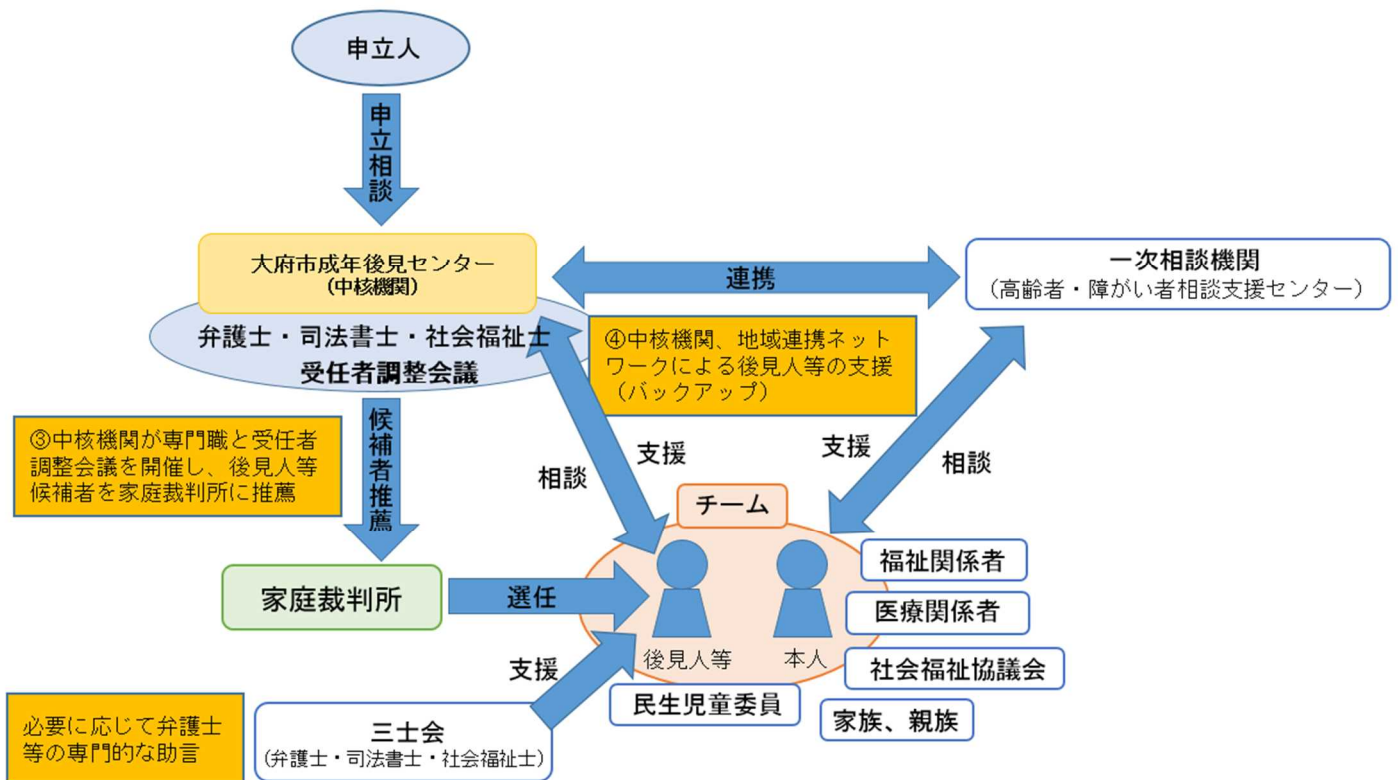
＜地域連携ネットワークのイメージ図＞



<成年後見利用促進のフロー図 相談支援>



<成年後見利用促進のフロー図 受任者調整、後見人支援>



＜地域連携ネットワークにおける協議会の構成＞

	大府市認知症地域支援 ネットワーク会議	大府市自立支援協議会
構成メンバー	医療関係機関、自治区、NPO法人、認知症介護研究・研修大府センター、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、本人・家族の支援団体、企業、東海警察署、教育関係機関等	医療関係機関、学識経験者、相談支援事業者、福祉サービス事業者、企業、障がい当事者団体、民生児童委員、権利擁護関係機関、知多保健所、教育関係機関、刈谷公共職業安定所、知多児童・障がい者相談センター等
開催	年3回程度	年2回程度
事務局	市（高齢障がい支援課）	市（高齢障がい支援課）
	中核機関（福祉総合相談室）	
協議内容	認知症高齢者、障がい者のニーズ把握、成年後見制度に関する事例、情報共有、課題共有・解決策協議、家庭裁判所や専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）、民間企業（金融機関等）、地域住民との連携等	

（２）中核機関の整備・運営

【現状と課題】

- 知多地域成年後見センターが成年後見利用の促進を行っています。
- 成年後見制度の利用を促進していくためには、市民や地域の関係機関等と連携・協力をしながら市が責任をもって成年後見制度の利用促進を充実していく必要があります。

【今後の方向性】

- 成年後見制度利用促進に係る中核機関を市（福祉総合相談室）に設置し、運営します。
- 中核機関の名称を大府市成年後見センターとします。
- 大府市成年後見センターは中核機関の機能として審議会、協議会等の事務局、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、関係機関との連携を行います。
- 成年後見制度の周知や広報、専門的な相談、利用促進、後見人等支援は大府市成年後見センターを中心に行います。

(3) 支援が必要な人の早期の段階からの相談・対応体制の整備

【現状と課題】

- 成年後見制度に関する問い合わせは、市窓口、高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センター及び知多地域成年後見センターが対応しています。一次相談機関である市窓口や高齢者相談支援センター等から知多地域成年後見センターにつなぐケースもありますが、相談の多くは知多地域成年後見センターが担っています。
- 一次相談機関から専門機関へつなぐ連携の流れが明確になっていないため、早期の相談から支援へスムーズにつなげていく体制を明確化していく必要があります。
- 認知症や障がいにより、日常生活において支援が必要な人は社会福祉協議会との契約により、金銭管理や福祉サービス利用の援助を受ける日常生活自立支援事業を利用しています。

【今後の方向性】

- 専門的な相談窓口は、大府市成年後見センターが担います。
- 一次相談機関である高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センターと大府市成年後見センターとの連携を強化します。
- 支援が必要な人と日頃から関わりを持っているケアマネジャーや障害福祉サービス事業所等が成年後見制度の必要性を感じた際に、高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センターと早期段階から連携しながら制度利用につなげる体制を整備します。

(4) チーム体制による意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の整備

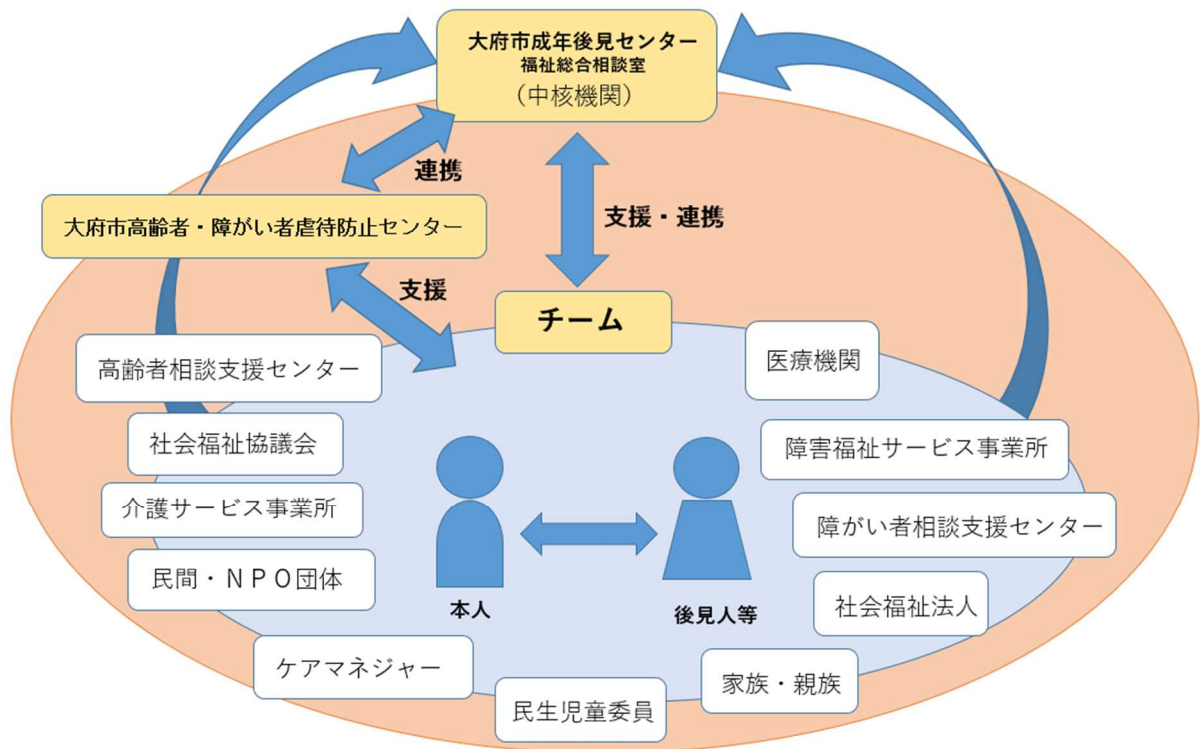
【現状と課題】

- 成年後見制度の利用者は何らかの福祉サービスを利用しているケースが多く、サービスを利用している場合にはサービス担当者会議が開催されています。
- サービス担当者会議等には親族、福祉、医療、地域の関係者、後見人等が参加し、関係者が連携して本人や家族の意思を尊重しながら支援方針を決定しています。
- 成年被後見人等の意思を尊重するために、成年後見人等はサービス担当者会議に積極的に参加する必要性があります。
- 判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者は、虐待に対する支援が必要な場合があります。

【今後の方向性】

- 成年被後見人等の意思を尊重するために、必要に応じて介護保険・障がい福祉サービス担当者会議、地域ケア会議等を大府市成年後見センターが中心となって調整を行い、成年後見人等が参加する環境を整備します。
- 本人及び成年後見人等の支援を、多職種が連携しながらチーム体制で行います。
- 成年後見制度と虐待対応の適切な連携体制として、高齢者・障がい者虐待防止センターと大府市成年後見センターがチームに対して連携して支援します。

＜チーム体制での支援イメージ図＞



施策 2

成年後見制度の利用を促進する機能の充実

制度を必要な人が利用することができるよう、制度の周知啓発や研修会等の開催、相談体制の充実を図ります。

(5) 広報機能の充実（周知啓発と研修会等の開催）

【現状と課題】

- 知多地域成年後見センターが成年後見制度に関するパンフレット等を作成し、各市町の窓口等で周知を行っています。また、広域で研修会や講演会を開催することで、多くの人に制度の周知を図っています。
- 研修会等は5市5町広域での開催のため、開催場所によっては市民が参加しにくいこともあります。より多くの市民に関心をもってもらうためにも、市内で研修会等を開催し、制度の普及啓発を図る必要があります。

【今後の方向性】

- 本市における成年後見制度の仕組みに関するパンフレットの作成及びウェブサイト、SNS等の広報媒体を活用して市民、関係機関等への周知に努めます。
- 制度の周知啓発の広報は、大府市成年後見センターを中心として行います。
- 成年後見制度に関する研修会等を開催し、市民等に対して成年後見制度に関する関心や理解を深め、制度の利用促進を図ります。

指 標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会等の開催数	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年

(6) 相談機能の充実

【現状と課題】

- 市窓口、高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センター等の各種相談支援機関で相談業務を実施しています。
- 市内の成年後見制度に関する相談の多くを知多地域成年後見センターが対応しています。

- 知多地域成年後見センターの事務所は知多市にあり、高齢者、障がいのある人やその家族等が気軽に相談することができづらいこともあります。
- 市内で月に1回巡回相談窓口を設置していますが、市民が気軽に相談しにくいこともあります。

【今後の方向性】

- 大府市成年後見センターである福祉総合相談室は、ワンストップ窓口として成年後見制度だけではなく、ひきこもり、子ども・若者、8050問題といった複合的な支援が必要なケースに対し、関係機関との連携や社会資源のコーディネート等を行い、適切な支援につなげます。
- 大府市成年後見センターが、より専門的な二次相談機関として相談及び申立て支援を実施します。
- 一次相談機関として高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センターが一般的な成年後見制度に関する相談に対応します。
- 一次相談機関と大府市成年後見センターとの連携を強化し、支援が必要な人の早期発見につなげます。

指 標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（延べ）	230 件	240 件	250 件	260 件	270 件

（7）受任者調整等の支援（マッチング）

【現状と課題】

- 成年後見に関する相談を受け付けた場合は、本人等の状況に応じて成年後見人等候補者の推薦を行い、最終的には家庭裁判所の審判により成年後見人等が決定されます。
- 市長申立や資産が少なく申立てが困難なケースの場合、知多地域成年後見センターが法人後見として受任を行い、セーフティネットの役割を担っています。
- 知多地域成年後見センターが法人受任を受けるほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人への仲介を行っています。
- 法人後見受任機関が利益相反とならないように公正な受任調整や後見人支援を行う必要があります。

【今後の方向性】

- 困難ケース等の法人後見受任先を整備し、セーフティネットとしての役割を担います。

- 受任者調整（マッチング）については、大府市成年後見センターが必要に応じて受任者調整会議等を開催し、家庭裁判所に成年後見人等候補者を推薦します。
- 成年後見人等候補者に市民後見人の推薦を実施していくため、市民後見人推薦のためのガイドライン等の作成及び調整を検討します。

指 標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受任者調整会議の開催回数	12回/年以上	12回/年以上	12回/年以上	12回/年以上	12回/年以上

施策3

地域における権利擁護の担い手支援

安定した成年後見制度の体制を整備していくためにも、地域の中で制度の正しい知識・理解を深め、幅広く権利擁護に関わる活動をする人材を養成していく必要があります。簡単な日常生活の支援等を行う支援員及び市民後見人を養成し、フォローアップ等の支援体制を整備することで後見人等の支援の充実を図ります。

（８）市民後見人等の養成

【現状と課題】

- 知多地域では知多地域成年後見センターが成年後見サポーター研修講座及び権利擁護サポーター講座を開催し、知多地域成年後見センターの法人後見や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の手伝いを行う支援員の養成を行っています。
- 現在は、親族以外の第三者が後見人等に選任されることが多くなっています。
- 市民後見人は、被後見人等が暮らしている地域の社会資源等をよく知る市民が、弁護士等の専門職からサポートを受けながら、個人又は法人として後見を受任しています。
- 市民後見人は、市民としての特性を活かした支援を期待されていますが、全ての分野に精通することは困難なため、適切な支援体制を整備することが課題です。

【今後の方向性】

- 大府市成年後見センターが講習会等を開催し、成年後見制度の新たな受け皿として市民後見人の養成・支援を行います。
- 成年後見制度に興味・関心がある市民を増やし、身上保護における見守りや簡単な日常生活の支援を行う支援員等の養成、支援を検討します。

指 標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人養成研修会の開催回数	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

(9) 後見人への支援

ア 市民後見人等への支援

【現状と課題】

- 知多地域では、身上保護における見守りや簡単な日常生活の支援を行う支援員の養成、支援を行っています。
- 市民後見人が安心して活動していくためにも、成年後見制度の専門的な支援機関が監督人等として支援を行う必要があります。

【今後の方向性】

- 養成した市民後見人が活躍できるよう、大府市成年後見センターが中心となってフォローアップ等の支援を行っていきます。

イ 親族後見人への支援

【現状と課題】

- 知多地域成年後見センターが家庭裁判所への報告書の作成方法や後見人交代等の支援を行っています。
- 市や知多地域成年後見センター等を介さずに親族後見等が開始することもあるため、利用実態の把握が難しいのが現状です。
- 後見等業務の経験不足や知識不足から適切な財産管理及び身上保護が行われていないケースがあるため、支援体制を整備することで、適切な財産管理及び身上保護が図られる効果が期待されます。

【今後の方向性】

- 申立支援から受任後の支援まで継続的な支援体制の仕組みを検討します。

- 大府市成年後見センターが親族後見人の活動に対する相談・支援窓口であることを広く周知します。

ウ 専門職後見人への支援

【現状と課題】

- 専門職後見人は専門性に応じて後見業務を行っていますが、身上保護における医療、介護、障がい福祉サービス等、職種によっては専門外の業務について総合的な助言ができる支援体制の整備が必要になります。

【今後の方向性】

- 地域連携ネットワークで専門職と関係機関の連携を推進し、専門職による後見業務の支援を行います。
- 専門職後見人の後見業務が専門性に偏らず、被成年後見人等に寄り添った身上保護が行われるよう、チーム体制での支援の実施を目指します。

施策 4

成年後見制度の利用が困難な人への支援

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがいない、資産がなく経済的に困窮していることが理由で制度の利用に結びつかないケースがあります。

制度を必要としている人が適切に利用できるよう、市長申立や申立て費用及び後見報酬の助成を実施します。

(10) 市長申立による支援

【現状と課題】

- 親族等の申立権者のいない認知症高齢者や障がい者が成年後見等の申立てが必要となった場合、市長による申立て手続きを行う市長申立てを行っています。
- 市長申立による後見等の受任は、知多地域成年後見センターが法人後見受任をしています。

【今後の方向性】

- 身寄りがいない認知症高齢者や障がい者が安心して制度を利用できるよう、継続して市長申立を実施します。

指 標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立件数	3件	5件	6件	6件	6件

(11) 申立て費用の支援

【現状と課題】

- 申立て費用を支払うことができない低所得者の場合でも、誰もが申立てができるよう、知多半島5市5町からの負担金を財源に費用を確保しています。

【今後の方向性】

- 資産が無く、申立て費用を支払うことができない場合でも、成年後見制度を利用することができるよう、申立てに係る費用の助成を行います。

指 標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立て費用助成件数	6件	6件	8件	8件	10件

(12) 後見報酬の支援

【現状と課題】

- 資産が無く、後見報酬を支払うことができない人は、知多半島5市5町からの負担金を財源に知多地域成年後見センターが法人後見受任を行っています。
- 専門職が低所得者の後見人となった場合、後見報酬の支援を行うことができないのが現状です。

【今後の方向性】

- 資産が無く、後見報酬を支払うことが困難な人が制度の利用を断念することが無いよう、後見報酬に係る助成を行います。
- 低所得者の成年後見人等が安心して後見業務を行うことができるよう、家庭裁判所等が示している報酬額の実態に合った助成額の支援を検討します。

指 標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
報酬助成件数	35件	40件	45件	50件	55件

第5章 計画の推進及び進捗管理

1 計画の推進のために

(1) 庁内の連携

成年後見制度は、認知症高齢者、障がい者、生活困窮者、虐待等様々な問題を抱えた人が制度の利用者となります。中核機関であり、複合的な支援をワンストップ窓口で行う福祉総合相談室を中心に、様々な部署が一体となって成年後見制度の利用促進を図ります。

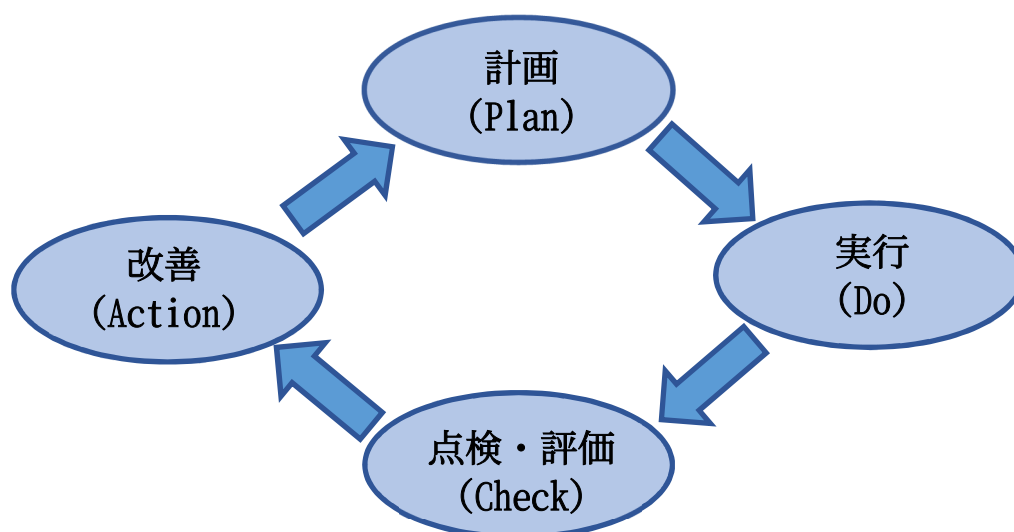
(2) 国・県・家庭裁判所との連携

国や県の新しい動向を注視しながら、家庭裁判所との連携を図り、成年後見制度の利用促進の実現に向けた施策の推進に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画は、各施策の進捗状況をPDCAサイクルにより点検、評価し、基本目標の達成に向けて改善を図ります。

本計画の進捗管理は「大府市成年後見制度利用促進審議会」において行い、各協議会（大府市認知症地域支援ネットワーク会議、大府市自立支援協議会）から出された課題や意見を踏まえ、評価、必要に応じて計画の見直しを行います。



第6章 資料編

1 用語解説

く●国基本計画（成年後見制度利用促進基本計画）

利用促進法に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたもので、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画です。

●グループホーム

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等がヘルパー等の支援のもと、集団で生活を行う施設です。知的障がい者や精神障がい者が自立的に生活することを目的とした生活援助事業としてのグループホームと認知症高齢者が日常生活に近い形で集団生活することを目的とした介護サービスのグループホームがあります。

け●ケアマネジャー

要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、保険者、居宅サービス事業者、施設等との連絡調整を行う専門職のことです。正式名称は「介護支援専門員」。

こ●後見

後見類型は、3類型（後見・保佐・補助）の中で最も重く、精神上の障がい等により判断能力を欠く人です。成年後見人が選任されると日用品の購入など日常生活に関する行為を除き、自ら法律行為を行うことができません。

●後見制度支援信託

後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な預貯金等を後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。成年後見と未成年後見において利用することができます。

●高齢者相談支援センター

高齢者や介護者、家族に対して介護や福祉に関する総合的な相談に応じ、適切なサービスにつなげる総合相談窓口です。本市では、介護保険法に基づき設置する地域包括支援センターを高齢者相談支援センターと呼んでいます。

●高齢者・障がい者虐待防止センター

高齢者、障がい者への虐待の早期発見、早期対応を図る専門的な相談機関です。

さ●サービス担当者会議

介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用の際にケアプランを作成し、サービス調整を行った後に、サービス担当者を集めてケアプランの内容を検討する会議です。

し●身上保護

成年後見人等が成年被後見人等の心身の状態や生活の状況に配慮して、被後見人等の生活・医療・介護に関する契約や手続きを行うことをいいます。

●市長申立

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立てを行うことができる4親等以内の親族がいない等の理由で、特に必要があるときは市町村長が申立てを行うことができます。

●市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による後見人です。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身に付け、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、後見人としての活動が始まります。

●障がい者相談支援センター

障がいや難病のある人やその家族からの生活、医療、福祉に関する相談を受け、福祉制度、サービス等に関する情報提供を行う総合相談窓口です。

せ●成年後見制度

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

ち●地域連携ネットワーク

全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用することができるよう、各地域における相談窓口の整備、権利擁護支援の必要な人の発見により、適切な支援につなげる地域連携の仕組みです。

●中核機関

専門職による専門的な助言の支援の確保や、審議会、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

●地域ケア会議

市町村や地域包括支援センターが開催する会議です。高齢者個人が抱える課題を医療、介護等の専門職や民生児童委員等の多職種が協働して解決を図ることで、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

に●任意後見

将来、判断能力が衰えた場合に備えて、契約により予め後見人となる人を決めておく制度です。任意後見契約の効力は、契約締結の時から生じるのではなく、本人の判断能力が不十分となり、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人が選任された時から開始されます。

●日常生活自立支援事業

判断能力が不十分ではない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に社会福祉協議会が契約に基づいて福祉サービスの利用援助や金銭管理を行う事業です。

は●8050 問題

子どもの「ひきこもり」を背景に、80代の親が50代の子どもの生活を支える問題です。

ふ●福祉総合相談室

ひきこもり、子ども・若者、8050 問題、ダブルケア、成年後見を始めとした総合相談窓口として、相談支援を行うほか、各関係機関との連携による包括的支援を行っています。

ほ●保佐

保佐類型は、精神上の障がい等により判断能力が著しく不十分な人です。日常生活の買い物程度は自分でできますが、法律で定められた一定の重要な事項については常に支援が必要な人が該当になります。

●補助

補助類型は、精神上の障がい等により判断能力が不十分な人です。日常生活では問題はありませんが、不動産の売買など重要な財産行為等については自身で行うことが困難な人が該当になります。

●法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人等が成年後見人等になり、判断能力が十分でない方の保護・支援を行うことをいいます。

み●民生児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の見守りや相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

り●利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

2 大府市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、計画案を検討するため、大府市成年後見制度利用促進基本計画策定員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の原案の策定に関すること。
- (2) その他計画の原案の策定のために市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹等関係者
- (3) 福祉等関係者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期もまた同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は、市長が行う。

- 2 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

3 大府市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

所 属	職 名	氏 名	備 考
日本福祉大学中央福祉専門学校	専 任 教 員	◎ 渡 辺 哲 雄	要綱第4条第1号 学識経験者
矢野法律事務所	弁 護 士	矢 野 和 雄	要綱第4条第2号 法曹等関係者
司法書士アルクス法務事務所	司 法 書 士	井 江 悟	要綱第4条第2号 法曹等関係者
愛知県社会福祉士会	社 会 福 祉 士	○ 塚 本 鋭 裕	要綱第4条第3号 福祉等関係者
大府市介護支援専門員連絡協議会	副 会 長	山 村 由 紀 恵	要綱第4条第3号 福祉等関係者
大府市自立支援協議会	会 長	杉 原 直 樹	要綱第4条第3号 福祉等関係者
市民の代表	民生児童委員協議会 高齢者部会長	田 口 哲 矢	要綱第4条第4号 地域住民の代表者
名古屋家庭裁判所半田支部	主 任 書 記 官	佐 々 木 将 太	オブザーバー

◎：委員長 ○：副委員長

所 属	職 名	氏 名
福祉部	部 長	猪飼 健祐
福祉部 高齢障がい支援課	課 長 高 齢 福 祉 係 長 障 が い 福 祉 係 長 高 齢 福 祉 係 主 任	近藤 恭史 佐野 隆造 夏目 誠二 太田 佑樹
福祉部 福祉総合相談室	室 長	小清水 崇
大府市社会福祉協議会	事 務 局 長 総 務 課 主 幹 地域支援係 主任	久野 幸信 櫻木 洋介 安居 智

4 策定の経過

年 月 日	内 容
令和3年4月30日	第1回大府市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 ・委員長、副委員長選出 ・計画の概要・策定スケジュールについて ・成年後見制度の現状と課題 ・意見交換
令和3年5月26日	第2回大府市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 ・大府市成年後見制度利用促進基本計画（案）について
令和3年7月9日	第3回大府市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会 ・大府市成年後見制度利用促進基本計画（案）について
令和3年9月1日 ～ 9月30日	大府市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施

大府市成年後見制度利用促進基本計画

令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度

策 定 令和 3（2021）年 12 月

発 行 愛知県大府市

愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

福祉部高齢障がい支援課、福祉総合相談室

TEL 0562-45-6289

FAX 0562-47-3150

メール kourei-shougai@city.obu.lg.jp
